



パートナーシップ通信

Vol.40

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1708
FAX 32-0110

宇城市男女共同参画審議会委員を募集します

宇城市は、昨年10月から男女共同参画推進条例を施行しましたが、その中で「宇城市男女共同参画審議会」の設置を定めています。審議会は、男女共同参画社会づくりの促進に関する重要事項について調査審議する機関で、審議会委員には、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。

●**主な役割** 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策や重要事項、計画などについて調査審議し、必要な意見を述べます。

●**募集人員** 2人(男女各1人) ※公募以外も含めた委員総数は15人以内です。

●**応募資格** 20歳以上(平成20年4月1日現在)の市内在住者で、男女共同参画に関心があり、審議会会議(年1〜2回程度)や研修会などに出席できる人

●**応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参(土・日・祝日を除く)してください。応募用紙は、人権啓発

課および宇城市公式ホームページ(<http://www.city.uki.kumamoto.jp>)から入手できます。

●**応募期間** 2月1日(金)〜20日(水) 必着

●**選考方法** 応募用紙を基に選考し、応募者全員に結果を通知します。

●**委嘱期間** 委嘱の日〜平成22年3月31日

●**応募・問合せ先** 〒869-0592(住所不要) 人権啓発課男女共生係 ☎ 32-1708

平成20年度「男女共同参画週間」標語募集!

内閣府では、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会づくりに対する国民の理解と関心を高めるためのさまざまな行事を実施します。そこで、この週間の趣旨を広く浸透させるため、男女共同参画をテーマにした標語を募集します。

●**応募資格** 個人による未発表の自作のもの。1人何点でも応募可
●**応募期限** 2月29日(金) 必着
●**応募方法** 官製ハガキ、電子メール(ホームページ <http://www.gender.go.jp/> からアクセス)、FAX 1通に1作品を記入し、住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、ご応募ください。

●**その他** 応募作品は、返却いたしません。また、入賞作品の著作権は、内閣府に帰属するものとし、「男女共同参画週間」のポスターなどに使用する予定です。

●**応募・問合せ先** 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府男女共同参画局総務課「標語募集係」 ☎ 03-3581-2022 FAX 03-3581-9566

平成19年度パートナーシップ・セミナー第2弾

男のための そば打ち道場

〜趣味に健康食に最適なそばで楽しく生きる〜

平成19年度パートナーシップ・セミナーの第2弾は、大人の趣味として定着を見せる「そば打ち」を体験します。自分で打ったそばを家族で食べた人、そば打ちを退職後の趣味にしたい人など、初心者向けの教室です。

●**対象** 市内在住の男性
●**定員** 先着20人
●**日時** 2月26日(火) 午前10時〜午後1時
●**場所** 働く婦人の家(松橋図書館隣)
●**内容** そば(4食分)を手打ちした後に試食します。残りのそばはお土産としてお持ち帰りください。



●**講師** 森田康広さん(そば店経営)
●**参加費** 500円(材料費として当日集めます)
●**持参する物** エプロン、タオル、三角巾、密閉容器(持ち帰り用)

●**申込方法** 必要事項(住所、氏名、電話番号)を電話またはFAX、メール、郵便などにより、人権啓発課までご連絡ください。

●**申込期限** 2月20日(水)
●**申込・問合せ先** 〒869-0592(住所不要) 人権啓発課男女共生係 ☎ 32-1708 FAX 32-0110

●**メールアドレス** jinkenkeihatsuka@city.uki.jp

賢く みんなの 年金学

「ねんきん特別便」をお送りします。 ~あなたの年金記録の確認をお願いいたします~

基礎年金番号に結び付いていない約5000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始しています。その結果、まずは皆さまの基礎年金番号の記録と結び付く可能性のある記録が出た人に、12月17日から平成20年3月までをめぐりに「ねんきん特別便」を送付します。

◎住所・名字が変わった方はすみやかにご連絡を!

▶現在の住所と、届け出住所が異なる場合

住所変更の届け出が済んでいない場合、大切な「ねんきん特別便」をお届けすることができません。住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要となります。

▶結婚などで名字が変わったことの場合

結び付く可能性のある過去の年金記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届け出がされていない場合は、届け出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

◎お手数ですが、以下の手続き先で手続きをお願いいたします。

▶年金受給者…お近くの社会保険事務所または年金相談センターの窓口

▶国民年金第1号被保険者(自営業者など)…お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口

▶厚生年金加入者および国民年金第3号被保険者(サラリーマンの被扶養配偶者など)…厚生年金加入者の勤務先の社会保険事務の担当者

◎加入記録を十分にご確認ください。

ねんきん特別便では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか十分に確認していただき、訂正がない場合は同封の「確認はがき」を、訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、必ず提出してください。

☎ 市民課国保年金係

☎ 32-1724

熊本県東社会保険事務所

☎ 096-367-8144



「人権フェスタでの講師の話(露の新治さん)」

12月2日に三角センターで開催した人権フェスタ三角会場で講師の落語家の露の新治さんの講話の一部をご紹介します。

人間というのは本当に勝手ですなァ。自分のことが一番大事なくせに、肝心な時は棚に上げます。

車の交通渋滞。あれ、自分の車も渋滞の一部です。皆さん、「渋滞に巻き込まれた」と言って、被害者みたいに言っていますけど、そんな車が集まって、自分が渋滞を作っているんです。「今日に限ってなんでこんなに混むねん!」と言うけど、あんたが来るからや!

エレベーターが満員。最後の1人が乗り込んできた時、重量オーバーで「ピーッ」と鳴りますね。あれ、誰が鳴らしたんか? 本当は全員で鳴らしている

んです。けど絶対、最後の1人が総責任者にされます。また最後に乗った人も自分が鳴らしたみたいな気になって「アッ、すみません。どうぞ!」と言って謝ってしまいます。

そこで、私は言ってあげたことがあります。「いやあんた1人で鳴らしたんじゃない。乗っている人、全員で鳴らしたんです。むしろ、あんたはわれわれが乗っていたために、締め出された被害者や。被害者が謝るのはおかしいことですよ!」と。

まあ、言い終わるまでにドアは閉まりましたけどね。自分のことが分かるというのは本当に難しいことです。

※私たちの身の回りには、たくさんのおかしいことがあります。改めて考えさせられました。